

粧工連事務連絡

2021年10月15日

傘下会員各位

日本化粧品工業連合会  
事務局

紫外線防止効果に対する耐水性測定法基準の制定に関する意見募集への回答

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、「ISO18861 Cosmetics — Sun protection test methods — Percentage of water resistance（化粧品—日焼け防止効果の試験法—耐水性(SPFの保持率)）」の発行に伴い、「日本化粧品工業連合会紫外線防止効果に対する耐水性測定法基準<2021年版>」（以下、本基準）を自主基準として設けることいたしました。

これに対し、2021年6月15日付で「紫外線防止効果に対する耐水性測定法基準の制定に関するご意見の募集について」を粧工連事務局から発出し、粧工連傘下会員各位にご意見・ご質問を募集いたしました。その結果、22件のご意見・ご質問をいただき、別添のとおり回答をまとめました。

自主基準の制定にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

敬具

## 別添

ご質問・ご意見は原文のまま掲載しております

項目	ご質問・ご意見	回答
<b>試験法</b>	<p><b>質問 1</b> 耐水性測定と従来の SPF 測定は同時に実施した試験でないと表記できないのか？</p> <p>(理由) 発売済みの商品において、既に測定済みの SPF 値は、再度測定することにより若干測定結果が変わる可能性もあるため。</p>	<p><b>回答 1</b> SPF 表記と耐水性表記を行う場合は、ISO18861 の試験結果に基づいて SPF 表示と UV 耐水性表示を行うことが可能であると考えています。ただし、ご質問にありますように、既に SPF 表示を行って販売していた製品について新たに今回の UV 耐水性表記を追記するために ISO18861 試験を実施するような場合も生じてくるかと思えます。もし、従来の SPF 表示を ISO24444(2010)の旧バージョンで実施していた場合は ISO24444(2019)の最新プロトコルが反映されている ISO18861 の測定結果を優先することを推奨しますが、測定値の扱いは ISO の原則に則り各社でご判断ください。</p>
<b>耐水性表示</b>	<p><b>質問 2</b> 耐水性☆と☆☆の試験時間回数が異なりますが、単一被験者で同時に☆と☆☆の試験を実施することは可能なのでしょうか？</p> <p><b>質問 3</b> 何故、耐水性の尺度を表す記号が★あるいは☆マークなのでしょう。か。</p> <p>(理由) かなり魅力に欠けるマークではないかと思えます。S P FやP Aと同様の「+」ではダメなのでしょう。か？また、★あるいは☆マークですと、三ツ星等のイメージが先行するため、優位性を持たせることにつながりませんか？その点からも単に「+」の方が適切ではないのでしょうか？</p> <p><b>質問 4</b> UV耐水性という言葉は適切では無いと感じました。</p> <p>(理由) 【紫外線耐水性】というのは、日本語として意味を成しますでしょうか？字面をそのまま解釈しますと、【紫外線の持つ耐水性】あるいは【紫外線による耐水性】を表示しているようには見えませんか？私自身は紫外線カット剤の耐水性を示すものと認識しておるので（こちらの認識が間違っていたら申し訳ございません）、上記【】内の表現では、不適切ではないかと思えます。S P FやP Aという用語がそもそも一般消費者に分かりづらいため、分かりやすくしようとしたとは思いますが、逆に分かりづらいです。WR-UVP (Water Resistance for Ultra Violet Prevention) 等、頭文字の繋ぎが宜しいかと思えます。</p> <p><b>質問 5</b> 2. 耐水性の表示について、ですが、同紙表 1 に表示例を示しています。しかし別紙 1 の 4. S P F との併記とは異なる表記方法です。こちらはどちらが正解なのでしょう。か？</p> <p>(理由) 正確な表現を行い、消費者へ間違いの無い広告をしたいからです。</p>	<p><b>回答 2</b> 被験試料塗布のタイミングをずらすことでプロトコル上は実施可能だと考えられますが、水和後の皮膚表面に試料を塗布することで測定値へどのような影響が出るかは不明です。測定値の扱いについては各社でご判断ください。</p> <p><b>回答 3</b> SPF や PA についてはある一定の試験法での防御効果を表した数値から値を表示していますが、一方、耐水性表示はそれぞれの条件での耐水性試験を満たしたということを示すものであって、性質が異なる表示になります。従来の + 表示と同じ受け取られ方は好ましくないため変えるべきと考えています。また、+ 表記ですと PA 表記と併記した時に両者を区別しにくい、PA++++ に対して UV 耐水性++が見劣りする懸念がある、さらに、新規効能効果として認知してもらいやすくする目的などもあり + 表記ではなく★もしくは☆表記を選択しました。</p> <p><b>回答 4</b> これは化粧持ち等の耐水性と区別するために、「UV Protection の耐水性」という意味を表す「UV 耐水性」として表示しています。欧州の表示の考え方と同じ試験法ですので、欧州で使われているものと同じ Water Resistant、Very Water Resistant やそれらの頭文字などの表記（カタカナ表示も含む）も検討しましたが、日本においてはこれまで同様の表現が業界で統一されることなく使われてきた経緯もあり、一般の消費者にはわかりにくいと考えました。ご質問の WR-UVP につきましても同様に日本の表示としては一般の消費者にはわかりにくいと考えます。「UV 耐水性」は新しい表示とはなりますが、耐水性の意味付けと強弱を明確にし、かつ表示スペースを小さくするためなるべく簡潔に記すという意味において適切だと考えています。</p> <p><b>回答 5</b> ご指摘の点については異なる表記方法となっているわけではありません。別紙 1 の 4. では、耐水性表示を SPF と併記していただきたい旨を説明しており、別紙 2 の 2. ではその具体的な表示例を表 1 に例示しております。新しい自主基準の表記方法としては表 1 にある例を参考に、本基準にて定めた「UV 耐水性★（または☆）」と「UV 耐水性★★（または☆☆）」の 2 段階の表示のどちらかと SPF 値を併記してください。なお分かりにくい部分があったため、別紙 1 の 4. の文章を一部修正させて頂きました。</p>

<b>耐水性表示(続き)</b>	<p><b>質問 6</b> 40 分の水浴条件をクリアした際の表記として、「★☆」といった表記は認められませんか。</p> <p>(理由) 染毛剤の明るさ表記等では時折見受けられる方法ですがいかがでしょうか。</p>	<p><b>回答 6</b> ★と☆の表記方法の詳細について、今回の意見募集の前に粧工連フォトプロテクション部会内にて検討しておりますが、星2つを★☆や☆★といったように黒星と白星を併用して表記することは混乱を生じますので避けてください。自主基準では黒星と白星表記のいずれも認めておりますが、もし、星1つを★☆、また星なしを意図して☆☆と示すといずれも星2つ表記と混同されてしまう懸念があります。星2つを★☆というように☆を星なし扱いとして表示することはお控えください。</p>
<p><b>質問 7</b> 表記方法は「UV耐水性★★」(黒塗り)、「UV耐水性☆☆」(白抜き)とこのことであるが、★や☆の色を変更することについては差し支えないか？</p> <p>(理由) 商品のパッケージによっては、黒や白で対応できない場合もあるため。</p>	<p><b>回答 7</b> 星表記部分を特殊文字の星(塗り潰し★)または星(白抜き☆)のいずれかの特殊文字で表記することを自主基準とさせていただきます。星表記部分のみ文字色を変更することはおやめください。</p>	
<p><b>質問 8</b> 必ずSPFと併記とのことであるが、文字のサイズも同等にするなどの基準を策定することを考えているか？</p> <p>(理由) 「耐水性★★」を大きくすることによって、耐水性表記だけ目立たすことも可能となると考えるため。</p>	<p><b>回答 8</b> 文字のサイズに規定は設けていませんが、UV耐水性のみ強調して表示することはおやめください。本基準により表記される紫外線防止効果の耐水性はSPFの保持率により表記の可否を決定する方法となっております。水浴後の紫外線防止効果の強さは耐水性のみではなく、元のSPFの高さにも依存します。そのため、水浴後の紫外線防止効果の強さは本基準の耐水性表示とSPF表示とを合わせて表記することで正しく伝えることができます。留意事項の2(6)にこの旨を記載する文章を追記させていただきました。</p>	
<p><b>質問 9</b> 別紙2-2に『耐水性を製品等に表示する際は～必ずSPFと併記するようにしてください。』とありますが、これは横、上下に記載しなければならないのでしょうか。少し離れていても同一面なら良いのでしょうか。</p> <p>記載スペースや製品コンセプトによっては、少し離して記載したいという顧客要望が想定されます。</p>	<p><b>回答 9</b> SPFとUV耐水性の表記を離すことなく併記させるようお願いいたします。</p>	
<p><b>質問 10</b> 別紙2-2 表1:UV耐水性の表示例について、表示例にない「UV耐水性」の表記がSPFよりも先(SPFの上側または左側)の場合でも表示できるのでしょうか。</p> <p>また、SPFと併記させる場合でも耐水性のみ目立たせて表示することは可能でしょうか。</p> <p>耐水性が新規性のある表示の場合、目立たせたいという顧客要望が想定されます。</p>	<p><b>回答 10</b> 「UV耐水性」の表記がSPFよりも先(SPFの上側または左側)でもかまいません。留意事項の表1の表記例にも追加しました。ただし、UV耐水性を強調させることはおやめください。</p>	
<p><b>質問 11</b> 別紙1、2に関して、UV耐水性の表記方法に★と☆以外のものを追加できませんでしょうか？例えば数字表記など。</p> <p>(理由) 製品デザインに合わない場合が生じる可能性があるため。</p>	<p><b>回答 11</b> 表示を統一することは一般の消費者への選択の目安としてわかりやすいことを優先しており、違ったマークは混乱につながるため、追加することは考えておりません。</p>	

<p><b>その他の表示</b></p>	<p><b>質問 12</b> 2. 耐水性の表示（2）において、UV耐水性★★★といった表記や本基準に基づいた耐水性表示に代えて、ウォータープルーフを併記するなど、本基準とは異なる表示はしないでください。とありますが、その後（3）にて、他の箇所に紫外線防止効果についての耐水性を示す異なる表現を追加記載することは差支えありません。としているのは何故ですか？</p> <p><b>（理由）</b> ★★★が駄目なことは理解できます。本基準と異なる表示はしないよう記述したすぐ後に、異なる表現を追加記載することは差支えありませんというのでは変ではありませんか？異なる表現が、★あるいは☆、★★あるいは☆☆と同等程度のものということを示す必要は無いのでしょうか？本基準の表現がどこかにあれば、別箇所に異なる表現をどのように表現しても良いという認識で良いのですか。</p>	<p><b>回答 12</b> 今回の自主基準の案内では新しい耐水性表示方法について説明していますが、その中で新しい耐水性表示とこれまで各社が行ってきた耐水性に関する説明とを混同されないようにするための注意事項も述べています。新しい耐水性表示については「UV 耐水性★★」等の書き方に関する部分のみです。別紙 2 の 2(2)では、本基準に基づいた新しい耐水性表記の方法、すなわち SPF と併記して耐水性を表記する際には、ここで述べた新しい耐水性表示以外は使用しないことを述べています。一方でご質問の 2(3)についてはこれまで各社で行ってきた耐水性に関する説明を続けたい場合に考慮すべき、本基準が定めた位置とは異なる箇所に耐水性説明を行う際の注意条項について述べています。つまりそれが 2(3)にある別箇所（SPF と併記とならない場所）であれば、耐水性に関する別表現での記載をして頂いて差し支えないという意味です。</p> <p>またご質問にある「異なる表現」についてはご質問の考え方が確かに望ましいと考えますが、これまで行われてきた各社の表示にはバラツキがあり、新しい UV 耐水性表示の導入時にその整合性を合わせることは現実として無理があると考えました。これまで使用されていた「ウォータープルーフ」等の表現の別箇所での使用を今回の自主規制により制限することまでは行うべきではないと判断しましたが、このような表現を用いる場合でも、例えば UV 耐水性★に対し、基準や尺度を示す表現（Super、Very など）をすると優良誤認につながる恐れがあるので、お控えください。また同じ UV 耐水性★★の商品間でさらに優劣を感じさせる表現もお控えください。</p>
	<p><b>質問 13</b> UV 耐水性の表記以外に★や☆を商品パッケージに使用することは可能か？</p> <p><b>（理由）</b> デザインとしての★や☆の使用の可否や制限の確認のため。</p>	<p><b>回答 13</b> 可能です。ただし、UV 耐水性表記の星表示と混同するような恐れのある使用はお控えください。</p>
	<p><b>質問 14</b> 各社の基準による「汗や涙、水などに強く落ちにくい」という意味の「ウォータープルーフ」という文言は、今後も化粧品に表示しても良いのでしょうか。</p> <p>記載しても良いが条件があるという場合は、耐水性基準から察するのではなく、粧工連の HP や適正広告ガイドラインなどに明記して頂きたいです。各社での判断とすると、それぞれの解釈で異なった判断になります。</p>	<p><b>回答 14</b> メイクアップ製品の化粧持ち性能に関しては、今回の自主基準の対象外です。これまで同様に各社で保証を行った表記を虚偽あるいは誇大とならない表現の範囲で表示することを制限するものではありません。ただし、紫外線防止効果に関する耐水性と誤認されるような表記の仕方は優良誤認となることも考えられるので、メイクアップ効果に関することが明確になるようご注意ください。</p>
	<p><b>質問 15</b> メイクアップ製品のウォータープルーフ表記は差し支えないとのことであるが、表記方法に今までと同様、メーカー独自でいいのか？それとも何らかの制限を求めるのか？</p> <p><b>（理由）</b> UV 耐水性★★表記とメイクアップ製品の耐水性（ウォータープルーフ）表記が併記される商品については、消費者の混乱が予想されるため。</p>	<p><b>回答 15</b> メイクアップ製品の化粧持ち性能に関しては、今回の自主基準の対象外ですので、UV 耐水性表示と混同しないでください。メイクアップ製品についてはこれまで同様に各社で保証を行った表記を虚偽あるいは誇大とならない表現の範囲で表示することを制限するものではありません。ただし、紫外線防止効果に関する耐水性と誤認されるような表記の仕方は優良誤認となることも考えられるので、メイクアップ効果に関することが明確になるようご注意ください。</p>

<p><b>その他の表示 (続き)</b></p>	<p><b>質問 16</b> 別紙 2-2.に「メイクアップ化粧品の化粧持ち効果に関する耐水性との混同を避けるために」という記載がありますが、メイクアップ化粧品のファンデーションで SPF、PA 表示をしている場合は、この基準の対象となるのでしょうか。「混同を避けるため」ということは、混同しないようにすれば表示しても良いという解釈も出来ますが、耐水性表示を記載せず誤認がないようにすれば、今後も SPF・PA 表示を記載したメイクアップ化粧品に、汗に強いという意味での「ウォータープルーフ」の併記は可能なのでしょうか。 メイクアップ製品での表示に関して、文書から判断し辛いです。</p>	<p><b>回答 16</b> メイクアップ製品の化粧持ち性能に関しては、今回の自主基準の対象外ですので、UV 耐水性表示と混同しないでください。メイクアップ製品についてはこれまで同様に各社で保証を行った表記を虚偽あるいは誇大とならない表現の範囲で表示することを制限するものではありません。ただし、紫外線防止効果に関する耐水性と誤認されるような表記の仕方は優良誤認となることも考えられるので、メイクアップ効果に関することが明確になるようにご注意ください。</p>
	<p><b>質問 17</b> 本基準はあくまでも紫外線防御効果に対してのようですが、紫外線防止効果を標ぼうしない製品であれば耐水性の表現に制約はかからないのでしょうか？ また、SPF・PA 表記をしているものの、あくまでも対象製品の耐水保持力があると判断した製品に対しても制約がかかるのでしょうか？</p>	<p><b>回答 17</b> 紫外線防止効果を標ぼうしない製品に関しては、今回の自主基準の対象外ですので、UV 耐水性表示と混同しないでください。それらの製品についてはこれまで同様に各社で保証を行った表記を虚偽あるいは誇大とならない表現の範囲で表示することを制限するものではありません。ただし、紫外線防止効果に関する耐水性と誤認されるような表記の仕方は優良誤認となることも考えられるので、紫外線防止効果の耐水性とは異なることが明確になるようにご注意ください。</p>
	<p><b>質問 18</b> UV 耐水性★★を表示しない商品については、今まで通り、SPF表記の近くにメイクアップの化粧持ち性能である「水・汗・涙に強い」「ウォータープルーフ」等の表示は可能か？ <b>(理由)</b> UV 耐水性★★を評価しない商品についてのメイクアップ製品の耐水性表記方法が曖昧なため。</p>	<p><b>回答 18</b> メイクアップ製品の化粧持ち性能に関しては、今回の自主基準の対象外ですので、UV 耐水性表示と混同しないでください。メイクアップ製品についてはこれまで同様に各社で保証を行った表記を虚偽あるいは誇大とならない表現の範囲で表示することを制限するものではありません。ただし、紫外線防止効果に関する耐水性と誤認されるような表記の仕方は優良誤認となることも考えられるので、メイクアップ効果に関することが明確になるようにご注意ください。ご質問の SPF 表記の近くについては UV 耐水性表示と誤認されることのないようにお願いします。</p>
<p><b>消費者への対応</b></p>	<p><b>質問 19</b> UV 耐水性★★について、消費者への説明としての文書記載例は作成するのか？ <b>(理由)</b> UV 耐水性★★については初めての表記となるため、消費者からの問い合わせが予想される。その際に業界統一の回答内容が望ましいと思われる。</p>	<p><b>回答 19</b> 消費者への説明としての文書記載例などを作成する予定はありませんが、新しい UV 耐水性表示につきましては業界のみならず一般の消費者にも広く浸透するように対外的に広報を行っていきます。広報の時期としては、UV 耐水性表示の開始が 2022 年の 12 月なので、その商品が市場に出る前のタイミングを見計らい広報を行うことを検討します。粧工連 HP でも掲載することを検討します。</p>
	<p><b>質問 20</b> 本基準に関する説明会は 2021 年秋に開催する予定とのことであるが、消費者への周知はどのようにするのか？ <b>(理由)</b> 耐水性★★は初めての表記となるため、広く消費者への理解が必要。</p>	<p><b>回答 20</b> 新しい UV 耐水性表示につきましては業界のみならず一般の消費者にも広く浸透するように対外的に広報を行っていきます。広報の時期としては、UV 耐水性表示の開始が 2022 年の 12 月なので、その商品が市場に出る前のタイミングを見計らい広報を行うことを検討します。粧工連 HP でも掲載することを検討します。また説明会については準備の都合上、2022 年の年初に開催予定を変更いたしました。</p>

<b>その他</b>	<p><b>質問 21</b> 従来の各社基準による耐水性表示を行った商品の出荷は 2024 年 11 月 30 日まで可能とのことであるが、その表示内容がメイクアップ製品の耐水性表記のみである場合は出荷終了範囲外と考えるが問題ないか？</p> <p><b>(理由)</b> 従来のメイクアップ製品の耐水性表記方法は各社基準で曖昧なため、消費者が紫外線防止用化粧品の耐水性と誤認する商品もあると考えられるため。</p>	<p><b>回答 21</b> 表示内容がメイクアップ製品の耐水性表記のみである場合は 2024 年 11 月 30 日以降も出荷終了範囲外となります。ただし、このような製品においては紫外線防止効果に対しても耐水性があるような説明は行わないようにしてください。</p>
	<p><b>質問 22</b> 本基準の設定はあくまでも自主基準とありますが、制定後基準に反する表現がされた場合何かしらの罰則があるのでしょうか？（法的拘束力があるのか）</p>	<p><b>回答 22</b> 本自主基準には法的拘束力はありませんが、表示にあたっては日本国内の化粧品業界で実施することを公正取引委員会にも確認しております。一部でこの表示方法に合わない紫外線防御の耐水性表示が行われた場合には業界として一般の消費者に対する信頼が損なわれる恐れもありますので、粧工連傘下会員企業以外の企業にも紫外線防御効果の耐水性を表示する場合にはこの方法に従っていただきたいと考えております。</p>